

特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 山田 強 様		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
あて名 〒450-0002 日本国愛知県名古屋市中村区名駅三丁目13番24号 第一はせ川ビル6階 あいぎ特許事務所		発送日 (日.月.年) 24.12.2019	
出願人又は代理人 の書類記号 PCTDN19103		今後の手続については、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/J P 2019/046586	国際出願日 (日.月.年) 28.11.2019	優先日 (日.月.年) 03.12.2018	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. H02J7/00(2006.01)i, G01R31/382(2019.01)i, H01M10/48(2006.01)i, H02J7/02(2016.01)i			
出願人 (氏名又は名称) 株式会社デンソー			

<p>1. この見解書は次の内容を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"><input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎<input type="checkbox"/> 第II欄 優先権<input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成<input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如<input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明<input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献<input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥<input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見 <p>2. 今後の手続</p> <p>国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。</p> <p>この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。</p> <p>さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。</p>

見解書を作成した日 11.12.2019			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/J P) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号		特許庁審査官 (権限のある職員) 辻丸 詔	5 T 8389
		電話番号 03-3581-1101 内線 3568	

第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。
 - 出願時の言語による国際出願
 - 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))
2. この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。
3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。
 - a. 出願時における国際出願の一部を構成する配列表
 - 附属書C/ST.25テキストファイル形式
 - 紙形式又はイメージファイル形式
 - b. 国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
 - c. 国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表
 - 附属書C/ST.25テキストファイル形式(PCT規則13の3.1(a))
 - 紙形式又はイメージファイル形式(PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)
4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。
5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	2-3, 5-8	有 無
	請求項	1, 4	
進歩性 (IS)	請求項	2-3, 5-8	有 無
	請求項	1, 4	
産業上の利用可能性 (IA)	請求項	1-8	有 無
	請求項		

2. 文献及び説明

- 文献1 : WO 2013/051156 A1 (日立ビークルエナジー株式会社) 2013.04.11,
段落 [0020] - [0021]、[0094] - [0104]、
[0109]、図8-9
& US 2014/0312913 A1, 段落 [0032] - [0033]、
[0103] - [0116]、図8-9 & EP 2765434 A1
- 文献2 : JP 2012-222913 A (株式会社日立製作所) 2012.11.12,
全文、全図 (ファミリーなし)
- 文献3 : JP 2011-181392 A (OKIセミコンダクタ株式会社) 2011.09.15,
全文、全図 & US 2011/0215810 A1, 全文、全図
- 文献4 : WO 2018/131338 A1 (株式会社日立製作所) 2018.07.19,
全文、全図 (ファミリーなし)
- 文献5 : US 2017/0346308 A1 (INFINEON TECHNOLOGIES AG) 2017.11.30,
全文、全図 & DE 102017111907 A1 & CN 107452992 A

(補充欄に続く)

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

(1) 請求項 1, 4 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1 により、新規性及び進歩性を有しない。

(請求項 1 について)

文献 1 (特に、段落 [0020] - [0021]、[0094] - [0109]、図 8 - 9) には、

セルグループ(「電池部」に相当)及び電池監視装置 BM(「電池監視部」に相当)を有する複数のモジュール(図 9)とマイコン 30(「制御装置」に相当)とを備える電池監視システム 100(「電池システム」に相当)であって、

前記複数のモジュールは、電池監視装置 BM がダイジーチェーン接続され(「通信線により接続され」に相当)、ダイジーチェーン接続を介して有線通信可能な 2 以上の前記モジュールを含む電池モジュール 9(「電池グループ」に相当)を有し、

電池モジュール 9 は、

マイコン 30 から送信されるコマンド(「指令信号」に相当)を無線受信可能な受信部 31(「無線受信部」に相当)と、

前記モジュール毎に異なる ID 情報(「モジュール識別情報」に相当)を含むセル状態監視結果(「データ信号」に相当)をマイコン 30 へ無線送信可能な送信部 36(「無線送信部」に相当)と、を備え、

電池モジュール 9 では、最上位のセルグループに接続されている電池監視装置 BM 1 に受信部 31 が設けられ、最下位のセルグループに接続されている電池監視装置 BM 3 に送信部 36 が設けられている電池監視システム 100 が記載されている。

(請求項 4 について)

文献 1 (段落 [0098] - [0103]、図 9) には、

電池モジュール 9 では、前記 2 以上のモジュールの電池監視装置 BM が、ダイジーチェーン接続により直列接続されており、

電池監視装置 BM は、コマンド及びセル状態監視結果を、受信部 31 が設けられた一端側の前記モジュールから、送信部 36 が設けられた他端側の前記モジュールに向けて送信することが記載されている。

(2) 請求項 2 - 3 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献に対して新規性及び進歩性を有する。

特に、電池グループでは、2 以上の電池モジュールの電池監視部が、通信線により環状に接続されており、電池監視部は、指令信号及びデータ信号を、環状に配置された通信線を用いて、予め定められた送信方向に送信する点は、国際調査報告で引用されたいずれの文献にも記載も示唆もされておらず、当業者といえども容易に想到し得ないものである。

(補充欄に続く)

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

(3) 請求項 5-6 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献に対して新規性及び進歩性を有する。

特に、制御装置が、独立モジュールからデータ信号を取得した後、電池グループからデータ信号を取得する前に、独立モジュールから取得されたデータ信号に基づいて、複数の電池モジュールにおける電池部が正常であるか否かを判定する判定部を備える点は、国際調査報告で引用されたいずれの文献にも記載も示唆もされておらず、当業者といえども容易に想到し得ないものである。

(4) 請求項 7-8 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献に対して新規性及び進歩性を有する。

特に、各電池グループに含まれる電池モジュールの電池監視部が、グループ識別部の識別結果に基づいてモジュール識別情報を生成する生成部を備える点は、国際調査報告で引用されたいずれの文献にも記載も示唆もされておらず、当業者といえども容易に想到し得ないものである。